

指定開発行為の名称

(仮称) 鷺沼駅前地区第一種市街地再開発事業

意見書

令和2年 月 日

(宛先) 川崎市 市長

住所 〒

フリガナ

氏名 (法人の場合は名称及び代表者の氏名)

電話番号又はメールアドレス

川崎市環境影響評価に関する条例 (平成11年川崎市条例第48号) 第21条第1項の規定による意見書を次のとおり提出します。

(注意事項)

- 1 環境の保全の見地からではない意見や、記載事項に不備がある意見書は、意見書として取扱うことができませんので御注意ください。
- 2 意見の記入及び提出に当たっては必ず別紙「意見書を提出する方へ」を御確認ください。

提出意見に関連する条例準備書の該当ページ数又は環境影響評価項目等 日照障害・緑化計画

(条例準備書についての環境の保全の見地からの意見)

緑地をもっと増やすべき！ 日照被害は複合ビルの影響として見るべきです。

(1) 日照障害

- 5.5.2-4図では複合日影になっているが5.5.2-5(1)と(2)では駅前街区と北街区のそれぞれの建物による単体日影と思われる。
- 同一の市街地再開発事業による日照障害のため全体の複合日影で評価すべきである。駅前街区と北街区の敷地が別であれば、そもそも地権者5者以上の再開発組合が成立しない。

(2) 緑化計画

- 現状の市道久末鷺沼線に対して東急フレルの壁面線は約10m後退して緑化をはかっており、その緑が環境を豊かにしている。本計画では景観上の圧迫感とともに駅前街区の市道久末鷺沼線に対する貧弱な緑化が都市景観を悪化させている。交通広場前も最低2、5m壁面を後退させ積極的な緑化を図るべきである。

※ この用紙で記載しきれない場合は、便箋、罫紙等を用いてください。その場合、紙の右上に__枚中__枚目と全体の枚数を記載してください (例: 3枚中1枚目)。

提出期限 令和2年8月12日(水)まで (郵送の場合は当日消印有効)

意見記入欄